

新型インフルエンザ等対策政府行動計画の一部変更概要

- (1) 平成29年6月29日に開催された第15回新型インフルエンザ等対策有識者会議において、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標量を変更することとされたことに伴う記述の修正
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）等の一部改正を踏まえた用語の整理
- (3) その他用語の適正化のための技術的修正等

新型インフルエンザ等対策政府行動計画の一部変更のポイント

変更前

①患者の治療

(ア)全罹患患者 (3,200万人分)

人口25%が新型インフルエンザウイルスに罹患し、その全員が受診

(イ)全重症患者への倍量・倍期間投与 (+750万人分)

新型インフルエンザの病態が重篤の場合、倍量・倍期間投与を行う可能性

※患者の1割(250万人)が重症化すると想定)

②予防投与 (300万人分)

- ✓ 発生早期には、感染拡大防止のため、同じ職場の者などに投与する可能性
- ✓ 十分な感染防止策を行わずに患者に濃厚接触した医療従事者等に投与する可能性

③季節性インフルエンザの同時流行

(1,270万人)

季節性インフルエンザウイルスが同時流行し、全患者に投与した場合

変更後

①患者の治療

(ア)全罹患患者 (3,200万人分)

人口25%が新型インフルエンザウイルスに罹患し、その全員が受診 (変更なし)

不要

備蓄の対象となった平成20年度当時は効果が指摘されていたが、厚生労働省の研究班(谷口班)において、治療効果が科学的に確認されなかった。

②予防投与 (300万人分)

- ✓ 発生早期には、感染拡大防止のため、同じ職場の者などに投与する可能性
- ✓ 十分な感染防止策を行わずに患者に濃厚接触した医療従事者等に投与する可能性

③季節性インフルエンザの同時流行

(1,270万人)

季節性インフルエンザウイルスが同時流行し、全患者に投与した場合